

あい小規模多機能施設かりん 運営規程
(指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

(事業の目的)

第1条 社会医療法人河北医療財団が開設するあい小規模多機能施設かりん(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能施設型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者(以下、「要介護者等」という。)に対し、事業所の介護支援専門員、介護従業者(以下「従業者」という。)が、その居宅又は当該事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の適切な指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下、「小規模多機能型居宅介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、要介護状態となった場合においても、ご利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、ご利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービス提供することにより、ご利用者の居宅における生活の継続を支援するものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、ご利用者の要介護者等となることの予防又はその軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あい小規模多機能施設かりん
- (2) 所在地 東京都多摩市聖ヶ丘 2-20-6 ゆいま～る聖ヶ丘 B 棟 1 階

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名(常勤専従 1名、常勤兼務 1名)
介護支援専門員は、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画及び小規模多機能施設型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下「小規模多機能型居宅介護計画等」という。)の作成、法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護等の利用に関する市町村への届け出の代行等を行う。
- (3) 介護従業者 (介護従業者のうち、1名以上看護師を配置)
介護従業者は、小規模多機能型居宅介護計画等に基づき、小規模多機能型居宅介護等の業務にあたる。介護従業者のうち看護師は、登録者に対する健康管理等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間(基本)
 - ア 通いサービス 午前7時00分～午後9時00分
 - イ 宿泊サービス 午後9時00分～午前7時00分
 - ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員並びに通い、宿泊サービスの利用定員)

第6条 小規模多機能型居宅介護等の利用定員は次のとおりとする。

- (1)登録定員 29名
- (2)通い定員 18名
- (3)宿泊定員 9名

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の実施地域は、次の通りとする。

- (1) 事業所より概ね、半径2キロ以内の範囲とする。

第8条

1. 事業所の介護支援専門員は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始にあたり、ご利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目的、当該の目標を達成するための具体的なサービスの内容等の記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
2. 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。
 - (1) 地域住民との交流や地域活動への参加をはかりつつ、ご利用者の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、第9条1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることができる。
 - (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、ご利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようにする。
 - (3) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然且つ画一的にならないように、ご利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う事とする。
 - (4) 登録者が通いサービスを利用していない日には、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行い、登録者の居宅における日常を支援するために適切なサービスを提供する事とする。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等の内容)

第9条

1. 指定小規模多機能型居宅介護等の内容は次の通りとする。
 - (1) 通いサービス
事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等を行う。
 - (2) 宿泊サービス
事業所に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等を行う。
 - (3) 訪問サービス
ご利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等を行

う。

(4) 短期利用居宅サービス

当該事業所の登録者でないご利用者に対して、ご利用者の状況や家族等の事情により、当事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって登録者に支障のない範囲で(1)～(3)を期限付きで行う。

2. 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すために、生活支援及び機能訓練を行う。
3. サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(短期利用(介護予防)居宅介護)

第10条

事業所は、

1. ご利用者の状態やご利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護等の(以下「短期利用(介護予防)居宅介護」という。)を提供する。
2. 短期利用(介護予防)居宅介護は、当該事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

(算定式)

宿泊数の数×(登録定員－登録者の数)÷登録定員(小数点第1位以下四捨五入)

3. 短期利用(介護予防)居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う。家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用(介護予防)居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は指定介護予防支援事業所の担当従業員が作成する介護予防サービス・支援計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画等を作成し当該小規模多機能型居宅介護計画等に従いサービスを提供する。

(指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等の利用料)

第11条

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。但し、次に上げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 朝食 430 円、昼食 650 円、おやつ代 160 円、夕食 590 円(利用した場合)
- (2) 宿泊代 1泊 4,000 円
- (3) 日常生活用品(おむつなど、個人が使用するもの) 実費
- (4) 教養娯楽費 実費
- (5) 第7条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用者場合の交通費及び送迎に係る費用は次の通りとする。
事業所から半径概ね 5キロ未満 0円(片道あたり)
事業所から半径概ね 5キロ以上 200円(片道あたり) *別途、消費税がかかります
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において

も通常必要となるものに係る費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

- (7) 生活保護受給者及び中国人残留邦人等支援給付受給者について別途経費を定める。(別途参照)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条

サービスの提供にあたっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) サービス提供前に健康チェックを行い、結果によって入浴等を中止していただく場合があること。
- (2) 利用日当日に欠席する場合には前日若しくは当日午前8時30分までに事業所に連絡していただくこと。
- (3) サービス提供上、他のご利用者の方に迷惑となる行為等がみられた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急発生時の対応)

第13条

従業者は、指定小規模多機能型居宅介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力(歯科)医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者およびご利用者及びご利用者家族に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条

1. 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者家族に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。
2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第15条

事業所は、自ら提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護等に対するご利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、ご利用者及びご利用者家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第16条

1. 小規模多機能型居宅介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害等には避難等の指揮を執る。
2. 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第17条

1. 当事業所の行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2. 運営推進会議は利用者、ご利用者家族、地域住民の代表及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とする。
3. 運営推進会議の開催はおおむね2か月に1回以上とする。
4. 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(衛生管理等)

第18条

事業所は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する

(業務継続計画の策定等)

第19条

事業所は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する(予防)指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる

1. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
2. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第20条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年1回以上)
2. 本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。
3. 「虐待防止委員会」は定期的開催されるものとし、委員会で話し合われた事項に関しては従業者に報告し周知徹底を図り利用者の人権擁護・虐待に努める。
4. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束について)

第21条

1. 事業所は、小規模多機能型居宅介護等の提供にあたっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
2. 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。

3. 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に当該ご利用者又は、その家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではない。
4. 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条

1. 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後6カ月以内
 - (2)継続研修 年6回
2. 従業員は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 当事業所は、従業者であったものに業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
4. 夜間の訪問サービスに対応するために配置される宿直職員の体制は、厚生労働省令第 34 号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(基準第 63 条)の解釈通知に基づき、登録者からの連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるよう、事業所以外において従業員が常に携帯電話等を保持し対応が取れる体制を整えることが対応するものとする。
5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人河北医療財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。